

## 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

平成21年9月29日  
規則第73号

|    |                   |                   |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 平成22年3月30日規則第36号  | 平成24年5月29日規則第70号  |
|    | 平成26年2月21日規則第7号   | 平成26年3月28日規則第53号  |
|    | 平成27年3月13日規則第7号   | 平成28年10月21日規則第96号 |
|    | 平成30年12月21日規則第73号 | 令和元年6月25日規則第15号   |
|    | 令和2年7月17日規則第63号   | 令和2年12月11日規則第96号  |
|    | 令和3年9月28日規則第80号   | 令和3年12月24日規則第94号  |
|    | 令和5年6月6日規則第53号    | 令和6年1月30日規則第1号    |
|    | 令和6年3月12日規則第9号    | 令和6年10月29日規則第70号  |

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則をここに公布する。

### 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

（再生可能エネルギー等）

- 第1条 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。）
- 第2条第5号に規定する太陽光、風力その他の永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- （1） 太陽光
  - （2） 風力
  - （3） 水力（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が1,000キロワット以下である発電設備を利用する発電に利用するものに限る。）
  - （4） 地熱
  - （5） バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
  - （6） 太陽熱
  - （7） 雪、氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）又は水を熱源とする熱
- 2 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものは、電気自動車、燃料電池その他の知事が指定する機械器具とする。
- 3 前項の機械器具の指定は、神奈川県公報により行う。
- 一部改正〔平成28年規則96号・令和3年94号〕

（特定大規模事業者）

- 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める事業者（以下「特定大規模事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。
- （1） 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）に係る前年度（一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前の年度をいう。以下同じ。）において使用した燃料（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「旧法」という。）第2条第2項に規定する燃料をいう。）の量並びに前年度において他人から供給された熱（旧法第2条第1項に規定する熱をいう。）及び電気（旧法第2条第1項に規定する電気をいう。）の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1,500キロリットル以上である事業者（次号に該当する事業者を除く。）
  - （2） 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等における

エネルギー（旧法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。次条第3項において同じ。）の使用の条件に関する事項であって知事が別に定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この号及び次条第12項において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場等及び当該加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者

- (3) 前年度の3月31日現在において自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であって県内に使用の本拠の位置を有するもの（以下「対象自動車」という。）を100台以上使用する事業者

一部改正〔平成26年規則7号・令和5年53号〕

（事業活動温暖化対策計画書）

第3条 条例第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書は、事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）（第1号様式）により作成するものとする。

- 2 条例第11条第1項に規定する規則で定める日は、特定大規模事業者となった日の属する年度（条例第14条に規定する計画期間（以下単に「計画期間」という。）の2年度目以後の各年度を除く。）の7月31日とする。

- 3 条例第11条第1項第2号に掲げる事項は、特定大規模事業者が県内に設置している全ての工場等（前条第2号に該当する場合にあっては、当該特定大規模事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。以下同じ。）又は使用する全ての対象自動車に係る基準排出量（特定大規模事業者となった日の属する年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（事業活動に伴って発生するエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。以下同じ。）を知事が別に定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の合計量について記載するものとする。ただし、これによることが著しく不合理である場合は、基準年度並びに当該基準年度の前年度及び前々年度の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量を合計したものの3分の1に相当する数量を基準排出量の合計量とするものとする。

- 4 排出量を排出量原単位（排出量を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。以下同じ。）で除して得た値。以下同じ。）により算定している特定大規模事業者（以下「原単位使用特定大規模事業者」という。）である場合における条例第11条第1項第2号に掲げる事項は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 使用する原単位の指標の種類及び排出量原単位の単位

(2) 基準年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量原単位

(3) 当該原単位の指標を使用する理由（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量以外の値を原単位の指標として使用する場合に限る。）

- 5 条例第11条第1項第4号に掲げる事項は、計画期間が終了する日の属する年度（以下「最終年度」という。）における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び目標とする排出量の削減率（最終年度における目標とする排出量を計画期間の初年度の前年度における排出量で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下「目標削減率」という。）、排出量の削減の目標の設定に関する説明並びに当該目標を達成するための措置（再生可能エネルギー等の導入その他の具体的な措置を含む。以下同じ。）の内容について記載するものとする。この場合において、原単位使用特定大規模事業者にあっては、最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。

- 6 特定大規模事業者が県内にエネルギー管理指定工場等（第一種エネルギー管理指定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等をいう。次項第8号アにおいて同じ。）及び

第二種エネルギー管理指定工場等（同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。同号アにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）を設置している場合にあっては、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、最終年度における目標とする排出量及び目標削減率並びに排出量の削減の目標の設定に関する説明を記載するものとする。この場合において、当該特定大規模事業者が原単位使用特定大規模事業者であるときは、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る第4項第1号及び第3号に掲げる事項、基準年度における排出量原単位並びに最終年度における目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。

7 条例第11条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条各号のうち当該特定大規模事業者が該当する号
- (2) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、基準年度における県内に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置している全ての工場等に係る基準年度における原油換算エネルギー使用量の合計量）
- (3) 前条第3号に該当する場合にあっては、基準年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車をいう。）、ハイブリッド自動車（内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。）又はディーゼル代替LPガス自動車（液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、ディーゼル車に代替する自動車をいう。）（以下これらを「電気自動車等」という。）が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合）
- (4) 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類及び中分類
- (5) 計画期間
- (6) 当該特定大規模事業者が設置している全ての工場等又は使用する全ての前条第3号の自動車に関する次に掲げる事項（事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。）
  - ア 第3項に規定する事項に相当する事項
  - イ 原単位使用特定大規模事業者にあつては、第4項第1号及び第2号に掲げる事項に相当する事項
  - ウ 第5項に規定する事項（排出量の削減の目標の設定に関する説明及び当該目標を達成するための措置の内容を除く。）に相当する事項
- (7) 温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組に係る事項
- (8) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等に関する次に掲げる事項
  - ア 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の別
  - イ 名称及び所在地
  - ウ 日本標準産業分類に定める細分類番号
  - エ 実施する事業の名称
  - オ 規模
  - カ 排出量の削減の目標を達成するための対策の区分及び内容
- (9) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等以外の工場等（基準年度における原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル以上のものに限る。）に関する次に掲げる事項

- ア 名称及び所在地
- イ 日本標準産業分類に定める細分類番号
- ウ 実施する事業の名称
- エ 基準年度における原油換算エネルギー使用量

8 第1項の事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 基準排出量の算定の根拠を明らかにする書類（前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの基準排出量に係るものを含む。）
- (2) 排出量の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類（県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。）

9 条例第11条第3項（同条第5項において準用する場合（中止の場合を除く。）を含む。）の規定による届出は、事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書（第2号様式）により行うものとする。

10 条例第11条第3項ただし書（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更とする。

11 条例第11条第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書は、事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）（第3号様式）により作成するものとし、同条第5項において準用する同条第1項に規定する規則で定める日は、7月31日とする。

12 条例第11条第5項において準用する同条第1項第2号に掲げる事項は、前項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における中小規模事業者等（条例第11条第4項に規定する「中小規模事業者等」をいう。以下同じ。）が県内に設置している全ての工場等（当該中小規模事業者等が連鎖化事業者である場合にあつては、当該中小規模事業者等が行う連鎖化事業に係る加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。以下同じ。）又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量について記載するものとする。ただし、これによることが著しく不合理である場合は、当該前年度並びに当該前年度の前年度及び前々年度の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量を合計したものの3分の1に相当する数量を排出量の合計量とするものとする。

13 排出量を排出量原単位により算定している中小規模事業者等（以下「原単位使用中小規模事業者等」という。）である場合における条例第11条第5項において準用する同条第1項第2号に掲げる事項は、前項に規定するもののほか、第4項第1号及び第3号に掲げる事項並びに第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量原単位を併せて記載するものとする。

14 条例第11条第5項において準用する同条第1項第4号に掲げる事項は、最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び目標削減率、排出量の削減の目標の設定に関する説明並びに当該目標を達成するための措置の内容について記載するものとする。この場合において、原単位使用中小規模事業者等にあつては、最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。

15 条例第11条第5項において準用する同条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を作成する場合にあつては、当該計画書を提出する日の属する年度の前年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合
- (2) 県内に設置している工場等に関する次に掲げる事項

- ア 名称及び所在地
- イ 日本標準産業分類に定める細分類番号
- ウ 実施する事業の名称
- エ 第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の

年度における原油換算エネルギー使用量

(3) 第7項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項

16 第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）には、排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

17 条例第11条第5項において読み替えて準用する同条第3項の規定による当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したときの届出は、事業活動温暖化対策計画中止届出書（第4号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成22年規則36号・24年70号・26年7号・53号・28年96号・30年73号・令和3年94号・5年53号〕

（排出状況報告書）

第4条 条例第14条に規定する排出状況報告書は、同条に規定する計画書提出事業者（以下単に「計画書提出事業者」という。）が特定大規模事業者の場合にあつては排出状況報告書（特定大規模事業者用）（第5号様式）により、中小規模事業者等の場合にあつては排出状況報告書（中小規模事業者等用）（第6号様式）により作成するものとする。

2 前項の排出状況報告書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項

(2) 報告対象年度（報告の対象となる年度をいう。以下同じ。）

(3) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、報告対象年度における県内に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置している全ての工場等に係る報告対象年度における原油換算エネルギー使用量の合計量）

(4) 第2条第3号に該当する場合にあつては、報告対象年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数（条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合）

(5) 前条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）、第6項（県内のエネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、基準年度における排出量原単位、最終年度における目標とする排出量及び排出量原単位並びに第4項第1号に係る事項に限る。）並びに第7項第1号、第4号から第6号（同号ウに規定する事項のうち、目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分を除く。）まで並びに第8号イ及びオに掲げる事項

(6) 報告対象年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、排出量原単位（設置している全ての工場等又は使用する全ての第2条第3号の自動車に関する事項（排出状況報告書（特定大規模事業者用）の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。）及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）

(7) 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明（エネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。）

3 第1項の排出状況報告書（特定大規模事業者用）には、報告対象年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類（第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの排出量に係るものを含む。）を添付しなければならない。

4 第1項の排出状況報告書（中小規模事業者等用）には、次に掲げる事項（条例第11条第4項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事項に関する事項に限る。）を記載するものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項

(2) 第2項第2号に掲げる事項

(3) 前条第7項第4号及び第5号、第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目

標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。)に規定する事項

- (4) 報告対象年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用中小規模事業者等にあつては、排出量原単位
  - (5) 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明
  - (6) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る前条第11項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出した場合にあつては、報告対象年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該対象自動車の総数に占める割合
- 5 第1項の排出状況報告書(中小規模事業者等用)には、報告対象年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。
- 6 条例第14条に規定する規則で定める日は、7月31日とする。

一部改正〔平成24年規則70号〕

(結果報告書)

第5条 条例第15条に規定する規則で定める日は、計画期間が終了する場合にあつては最終年度の翌年度の7月31日とし、条例第11条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出(事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止(同項において準用する場合にあつては、当該廃止及び計画の中止)に係るものに限る。)をした場合にあつては当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。

2 条例第15条に規定する結果報告書は、計画書提出事業者が特定大規模事業者の場合にあつては結果報告書(特定大規模事業者用)(第7号様式)により、中小規模事業者等の場合にあつては結果報告書(中小規模事業者等用)(第8号様式)により作成するものとする。

3 前項の結果報告書(特定大規模事業者用)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号及び第5号に掲げる事項

(2) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、最終年度における県内に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置している全ての工場等に係る報告対象年度における原油換算エネルギー使用量の合計量)

(3) 第2条第3号に該当する場合にあつては、最終年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合)

(4) 第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項(目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。)、第6項(目標削減率、目標削減率に相当する率、排出量の削減の目標の設定に関する説明及び第3条第4項第3号に係る事項を除く。)並びに第7項(第2号、第3号、第6号ウに規定する事項のうち目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分並びに第9号を除く。)に規定する事項

(5) 計画期間の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、排出量原単位(設置している全ての工場等又は使用する全ての第2条第3号の自動車(結果報告書(特定大規模事業者用)の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。))及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)

(6) 県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の削減率(最終年度における排出量を計画期間の初年度の前年度における排出量で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下同じ。))及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の原単位削減率(最終年度における排出量原単位を計画期間の初年度の前年度における排出量原単位で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下同じ。))(設置している全ての工場等又は使用する全ての第2条第3号の自動車(結果報告書(特定大規模事業者用)の内容を理解するために必要と認められる場合)

限る。)及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)

- (7) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明(県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)
  - (8) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等以外の工場等(最終年度における原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル以上のものに限る。)に関する次に掲げる事項
    - ア 名称及び所在地
    - イ 日本標準産業分類に定める細分類番号
    - ウ 実施する事業の名称
    - エ 最終年度における原油換算エネルギー使用量
  - (9) 県内のエネルギー管理指定工場等に関する排出量の削減の目標を達成するための対策の実施状況(未実施の場合にあっては、その理由)
- 4 第2項の結果報告書(特定大規模事業者用)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 最終年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類(第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの排出量に係るものを含む。)
  - (2) 計画期間内における排出量の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類(県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。)
- 5 第2項の結果報告書(中小規模事業者等用)には、次に掲げる事項(条例第11条第4項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事項に関する事項に限る。)を記載するものとする。

- (1) 条例第11条第1項第1号及び第5号に掲げる事項
  - (2) 第3条第12項、第13項(第4項第3号に係る部分を除く。)、第14項(目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。 )及び第15項(第1号及び第2号エを除く。 )並びに工場等に係る第3条第11項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出した場合にあっては、当該工場等ごとの最終年度における原油換算エネルギー使用量
  - (3) 計画期間の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用中小規模事業者等にあっては、排出量原単位
  - (4) 最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る削減率及び原単位使用中小規模事業者等にあっては、原単位削減率
  - (5) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明
  - (6) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る第3条第11項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出した場合にあっては、最終年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合
- 6 第2項の結果報告書(中小規模事業者等用)には、最終年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成24年規則70号・令和3年94号〕

(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)

第6条 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、事業活動温暖化対策計画書に係る事項は、次に掲げる事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。

- (1) 計画書提出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 条例第11条第1項第3号及び第5号に掲げる事項
  - (3) 特定大規模事業者にあっては、第3条第3項から第5項まで及び第7項(第2号、第8号オ及びカ並びに第9号に掲げる事項を除く。)に規定する事項
  - (4) 中小規模事業者等にあっては、第3条第12項から第14項まで並びに第15項第1号及び第3号に掲げる事項
- 2 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、排出状況報告書に係る事項は、次に掲げる事項

のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。

- (1) 第4条第2項第2号及び前項第1号に掲げる事項
  - (2) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）並びに第7項（第2号、第3号、第6号ウ（目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分に限る。）及び第7号から第9号までに掲げる事項を除く。）並びに第4条第2項第4号、第6号及び第7号（エネルギー管理指定工場等に関する部分を除く。）に掲げる事項
  - (3) 中小規模事業者等にあつては、第3条第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（最終年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。）及び第15項第3号（第7項第7号に係る部分を除く。）並びに第4条第4項第4号から第6号までに掲げる事項
- 3 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、結果報告書に係る事項は、次に掲げる事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない事項とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる事項
- (2) 条例第11条第1項第5号に掲げる事項
- (3) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項（目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。）並びに第7項（第2号、第3号、第8号オ及びカ並びに第9号に掲げる事項を除く。）並びに前条第3項第3号及び第5号から第7号まで（県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を除く。）に掲げる事項
- (4) 中小規模事業者等にあつては、第3条第12項、第13項（第4項第3号に係る部分を除く。）、第14項（目標削減率、目標削減率に相当する率及び排出量の削減の目標の設定に関する説明を除く。）及び第15項第3号並びに前条第5項第3号から第6号までに掲げる事項

一部改正〔平成24年規則70号・令和3年94号〕

（事業活動温暖化対策計画書の改善の求め）

第7条 条例第17条第2項の規定による改善の求めは、書面により行うものとする。

（特定建築物の規模）

第8条 条例第18条第1項に規定する規則で定める規模は、延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいい、増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の同号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が2,000平方メートルとする。

一部改正〔平成24年規則70号〕

（建築物温暖化対策計画書）

第9条 条例第19条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）（第9号様式）により、同条第3項において準用する同条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）（第10号様式）により作成するものとする。

- 2 条例第19条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める日は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の21日前の日とする。
- 3 条例第19条第1項第7号（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第18条第1項に規定する特定建築物（以下単に「特定建築物」という。）（条例第19条第3項において準用する場合にあつては、建築物。第3号において同じ。）の設計者に関する事項
- (2) 確認申請又は計画通知の予定年月日

- (3) 当該特定建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
  - (4) その他知事が必要と認める事項
- 4 第1項の建築物温暖化対策計画書（特定建築物用）及び建築物温暖化対策計画書（特定建築物以外の建築物用）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 付近見取図
  - (2) 配置図
  - (3) 各階平面図
  - (4) 立面図
  - (5) 断面図
  - (6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類

一部改正〔平成28年規則96号〕

（特定建築物以外の建築物の規模）

第10条 条例第19条第3項に規定する規則で定める規模は、延べ面積が300平方メートルとする。

一部改正〔平成24年規則70号〕

（建築物温暖化対策計画書の変更の届出）

第11条 条例第20条第1項に規定する規則で定める日は、条例第19条第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項の変更にあっては変更しようとする日の前日とし、同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更にあっては当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前の日とする。

- 2 条例第20条第1項の規定による届出は、建築物温暖化対策計画変更届出書（第11号様式）により行うものとする。
- 3 前項の建築物温暖化対策変更届出書には、第9条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。
- 4 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 条例第19条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更
  - (2) 条例第19条第1項第4号に掲げる事項の変更であって、同項第5号に掲げる事項の変更を伴わないもの
  - (3) その他知事が定める軽微な変更

一部改正〔平成24年規則70号〕

（新築等の中止の届出）

第12条 条例第21条の規定による届出は、建築物新築等中止届出書（第12号様式）により行うものとする。

（新築等の完了の届出）

第13条 条例第22条に規定する規則で定める日は、当該建築物温暖化対策計画書に係る建築物に関し建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証（第3項において単に「検査済証」という。）の交付を受けた日（これにより難いと認められる場合にあっては、知事が指定する日）の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第22条の規定による届出は、建築物新築等完了届出書（第13号様式）により行うものとする。
- 3 前項の建築物新築等完了届出書には、検査済証の写しその他当該届出に係る建築物の新築等に係る工事の完了を確認することができる書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成24年規則70号・27年7号〕

（建築物温暖化対策計画書等の概要の公表）

第14条 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第19条第1項又は第3項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第20条第1項に規定する計画書提出建築主（以下単に「計画書提出建築主」という。）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 条例第19条第1項第2号から第6号までに掲げる事項
  - (3) 第9条第3項第1号に掲げる事項
  - (4) 新築等に係る工事の完了予定年月日
- 2 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第20条第1項の規定による届出に係るもの

は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項
  - (2) 変更年月日又は変更予定年月日
- 3 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第21条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。
- 4 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第22条の規定による届出に係るものは、新築等に係る工事の完了年月日とする。

(建築物環境性能表示をすることを要する広告の基準)

第15条 条例第25条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して3年を経過していない特定建築物に係る広告であること。
- (2) 販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告であること。
- (3) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する広告（広告に係る面積が62,370平方ミリメートル以下であるものを除く。）であること。
  - イ 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録その他これらに類するものによる広告であること。
  - ウ インターネットの利用による広告であること。

一部改正〔平成24年規則70号〕

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第16条 条例第26条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める日は、条例第25条第1項の規定により条例第24条第1項に規定する建築物環境性能表示（以下単に「建築物環境性能表示」という。）を最初に表示し、又は条例第25条第2項の規定により最初に表示させた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第26条第1項の規定による届出は、建築物環境性能表示届出書（第14号様式）により行うものとする。
- 3 前項の建築物環境性能表示届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 計画書提出建築主の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 建築物の名称及び所在地
  - (3) 建築物温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号
  - (4) 建築物環境性能表示を表示した者の別
  - (5) 条例第25条第2項に規定する販売等受託者に関する事項
  - (6) 広告に当該建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日

4 第2項の建築物環境性能表示届出書には、条例第25条第1項若しくは第2項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。

(建築物環境性能表示の変更の届出等)

第17条 条例第27条第1項に規定する規則で定める日は、同項の規定による変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第27条第1項の規定による届出は、建築物環境性能表示変更届出書（第15号様式）により行うものとする。
- 3 前項の建築物環境性能表示変更届出書には、前条第3項（第6号を除く。）に掲げる事項及び変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日を記載するものとする。
- 4 第2項の建築物環境性能表示変更届出書には、変更後の建築物環境性能表示を表示し、若しくは表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。

(環境性能の表示)

第18条 条例第29条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める日は、同条第1項の規定による掲示をした日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第29条第2項の規定による届出は、建築物環境性能表示揭示届出書（第16号様式）により行うものとする。
- 3 前項の建築物環境性能表示揭示届出書には、第16条第3項第1号から第3号までに掲げる事項及び条例第29条第1項の規定により当該建築物に環境性能を示す表示を最初に掲示した日を記載するものとする。
- 4 第2項の建築物環境性能表示揭示届出書には、前項の表示を掲示した写真を添付しなければならない。

（特定開発事業）

第19条 条例第33条第1項に規定する規則で定める規模は、1万平方メートルとする。

- 2 条例第33条第1項に規定する規則で定めるものは、1又は2以上の建築物の新築を伴う開発行為とする。ただし、新築しようとするすべての建築物（以下「予定建築物」という。）の延べ面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。

（特定開発事業温暖化対策計画書）

第20条 条例第34条第1項に規定する特定開発事業温暖化対策計画書は、特定開発事業温暖化対策計画書（第17号様式）により作成するものとする。

- 2 条例第34条第1項に規定する規則で定める日は、条例第33条第1項に規定する特定開発事業（以下単に「特定開発事業」という。）に着手しようとする日の90日前の日（これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日）とする。
- 3 条例第34条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - （1） 特定開発事業の名称及び目的
  - （2） 当該特定開発事業に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
  - （3） 予定建築物が特定建築物に該当する場合にあつては、条例第19条第1項第5号に掲げる評価の目標
  - （4） その他知事が必要と認める事項
- 4 第1項の特定開発事業温暖化対策計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 位置図
- （2） 現況図
- （3） 土地利用計画図
- （4） 造成計画平面図
- （5） 造成計画断面図
- （6） 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類

- 5 知事は、前項各号に掲げる書類について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

一部改正〔平成28年規則96号〕

（特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出）

第21条 条例第35条に規定する規則で定める日は、条例第34条第1項第1号又は第6号に掲げる事項の変更にあつては変更しようとする日の前日とし、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更にあつては当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前の日とする。

- 2 条例第35条の規定による届出は、特定開発事業温暖化対策計画変更届出書（第18号様式）により行うものとする。
- 3 前項の特定開発事業温暖化対策計画変更届出書には、前条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。
- 4 条例第35条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例第34条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更
- （2） その他知事が定める軽微な変更

一部改正〔平成24年規則70号〕

（特定開発事業の中止の届出）

第22条 条例第36条の規定による届出は、特定開発事業温暖化対策計画中止届出書（第19号様式）により行うものとする。

（特定開発事業の完了の届出）

第23条 条例第37条に規定する規則で定める日は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

2 条例第37条の規定による届出は、特定開発事業完了届出書（第20号様式）により行うものとする。

3 前項の特定開発事業完了届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第34条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 特定開発事業の名称
- (3) 特定開発事業温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号
- (4) 工事の着手年月日
- (5) 工事の完了年月日
- (6) 予定建築物が特定建築物に該当する場合にあっては、条例第19条第1項第5号に規定する評価の目標及び結果

4 第2項の特定開発事業完了届出書には、工事の完了後の状態を確認できる書類を添付しなければならない。

（特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表）

第24条 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第34条第1項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第35条に規定する計画書提出特定開発事業者（第4項において単に「計画書提出特定開発事業者」という。）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第34条第1項第2号から第5号までに掲げる事項
- (3) 第20条第3項（第4号を除く。）に規定する事項

2 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第35条の規定による届出に係るものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項
- (2) 変更年月日又は変更予定年月日

3 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第36条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。

4 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第37条の規定による届出に係るものは、前条第3項各号（第1号のうち、計画書提出特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地に係る部分並びに第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項とする。

（特定開発事業温暖化対策計画書の改善の求め）

第25条 条例第39条第2項の規定による改善の求めは、書面により行うものとする。

（自動車駐車を設置し、又は管理する者等）

第26条 条例第45条第3項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する自動車駐車を設置し、又は管理する者
- (2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者のために設置される駐車施設を設置し、又は管理する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一般公共の用に供される駐車施設を設置し、又は管理する者
- (4) 自動車又は原動機付自転車を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者
- (5) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所を設置し、又は管理する者
- (6) その通行又は利用について料金が徴収される道路を管理する者  
一部改正〔令和2年規則96号〕

（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業）

第27条 条例第49条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- (1) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）22—1（1）に掲げる判断の基準に適合する省エネルギー診断を行う事業であって、当該省エネルギー診断を適正か

つ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

- (2) 事業者が、省エネルギーを目的として、建築物の使用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該建築物の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業であって、当該設計等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの
- (3) 第1条第1項第1号から第5号までに掲げるものを変換して得られる電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面（以下この号において「証書」という。）を作成し、及び発行する事業であって、当該証書の作成及び発行を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの
- (4) 事業者及び県民が自らの削減が困難な温室効果ガスの排出の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量（以下この号において「クレジット」という。）を購入すること等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせることに對し、クレジットの提供、支援等を行う事業であって、当該提供、支援等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの
- (5) 条例第44条第1項に規定するエコドライブの実施の普及及び推進のため、当該エコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業であって、当該講習会を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの
- (6) 事業者及び県民に対する地球温暖化対策についての理解を深めるために行われる地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業であって、当該教育及び学習を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの
- (7) その他知事が他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献すると認める事業  
一部改正〔平成28年規則96号・令和3年94号〕

（登録事項）

第28条 条例第49条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録に係る事業の区分
- (3) 登録に係る事業の連絡先

（登録の申請）

第29条 条例第49条第2項の規定による申請は、温室効果ガス削減事業登録申請書（第21号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、条例第49条第1項に規定する登録事項（以下単に「登録事項」という。）を確認するため知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（登録簿）

第30条 条例第49条第3項に規定する登録簿は、登録事項、登録番号及び登録年月日を温室効果ガス削減事業登録簿として取りまとめたものとする。

（事業の登録を拒むことができる場合）

第31条 条例第49条第3項ただし書に規定する事業の登録を拒むことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該申請に係る事項に虚偽がある場合
- (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反する事実がある場合
- (3) 条例第52条第2号又は第3号の規定により、事業の登録を抹消された日から起算して2年を経過していない場合
- (4) その他事業の登録をすることが適当でないとして知事が認めた場合

（登録の通知）

第32条 知事は、条例第49条第3項の規定により登録したときは、条例第50条第1項に規定する登録事業者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（登録等の拒否の通知）

第33条 知事は、条例第49条第3項ただし書又は条例第50条第2項において読み替えて準用する条例

第49条第3項ただし書の規定により登録又は変更を拒んだときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該事業者に書面により通知するものとする。

(規則で定める公表するもの)

第34条 条例第49条第4項に規定する規則で定めるものは、第29条第1項の申請書の別紙とする。

(変更の申請)

第35条 条例第50条第1項の規定による変更の申請は、温室効果ガス削減事業登録事項変更申請書(第22号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更後の第29条第1項の申請書の別紙

(2) 変更に係る登録事項を確認するため知事が必要と認める書類

3 知事は、条例第50条第2項の規定において読み替えて準用する条例第49条第3項の規定により登録事項の変更を行ったときは、登録事業者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(変更又は廃止の届出)

第36条 条例第51条第1項の規定による届出は、登録事項に変更があったときは温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書(第23号様式)により、登録に係る事業を廃止したときは温室効果ガス削減事業登録廃止届出書(第24号様式)により行うものとする。

2 前項の温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(事業の登録の抹消)

第37条 知事は、条例第51条第2項又は第52条の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該事業者に書面により通知するものとする。

(公表)

第38条 条例第56条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実

(3) 当該勧告を行った日

2 条例第56条第1項の公表は、神奈川県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行う。

(実施細目)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条、第19条、第26条及び第39条の規定は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度を基準年度とする第3条第1項の事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)の提出に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「11月30日」とする。

3 平成21年度を第3条第10項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出する日の属する年度の前年度とする当該提出に係る同項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「11月30日」とする。

4 この規則の施行の日から平成22年4月22日までの間に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする建築物に係る第9条第2項の規定の適用については、同項中「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)又は同法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)をしようとする日の21日前の日」とあるのは、「平成22年4月1日」とする。

5 この規則の施行の日から平成22年6月30日までの間に着手しようとする特定開発事業に係る第20

条第2項の規定の適用については、同項中「当該特定開発事業に着手しようとする日の90日前の日」とあるのは、「平成22年4月1日」とする。

(事業活動温暖化対策計画書等の提出期限の特例)

- 6 令和2年度を特定大規模事業者となった日の属する年度（計画期間の2年度目以後の各年度を除く。）とする第3条第1項の事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）の提出に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

追加〔令和2年規則63号〕

- 7 令和2年度を第3条第11項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度とする当該提出に係る同項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

追加〔令和2年規則63号〕

- 8 令和2年度を第4条第1項の排出状況報告書（特定大規模事業者用）又は排出状況報告書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度とする当該提出に係る同条第6項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

追加〔令和2年規則63号〕

- 9 令和2年度を最終年度の翌年度とする第5条第2項の結果報告書（特定大規模事業者用）又は結果報告書（中小規模事業者等用）の提出に係る同条第1項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

追加〔令和2年規則63号〕

附 則（平成22年3月30日規則第36号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日規則第70号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第14号様式及び第15号様式の改正規定並びに附則第4項の規定は公布の日から、第8条及び第10条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条及び第10条の規定は、平成24年10月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。
- 3 平成24年10月1日から同月22日までの間に確認申請又は計画通知をしようとする建築物に係る第9条第2項の規定の適用については、同項中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の21日前の日」とあるのは、「平成24年10月1日」とする。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成26年2月21日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第53号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年3月13日規則第7号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年10月21日規則第96号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年12月21日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月11日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年12月24日規則第94号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和5年6月6日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月12日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月29日規則第70号）

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

#### 第1号様式

（第3条関係）（第1面）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（第2面）

（第3面）

（第4面）

（第5面）

（第6面）

（第7面）

（第8面）

（第9面）

一部改正〔平成26年規則53号・28年96号・令和元年15号・3年80号・94号・6年9号〕

#### 第2号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

#### 第3号様式

（第3条関係）（第1面）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（第2面）

（第3面）

（第4面）

（第5面）

（第6面）

（第7面）

一部改正〔平成26年規則53号・28年96号・令和元年15号・3年80号・94号・6年9号〕

#### 第4号様式

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第5号様式

(第4条関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第2面)  
(第3面)  
(第4面)

一部改正〔平成24年規則70号・26年53号・令和元年15号・3年80号・94号・6年9号〕

第6号様式

(第4条関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第2面)  
(第3面)

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号・94号〕

第7号様式

(第5条関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第2面)  
(第3面)  
(第4面)  
(第5面)  
(第6面)  
(第7面)  
(第8面)

一部改正〔平成24年規則70号・26年53号・28年96号・令和元年15号・3年80号・94号・6年9号〕

第8号様式

(第5条関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第2面)  
(第3面)  
(第4面)  
(第5面)  
(第6面)

一部改正〔平成24年規則70号・28年96号・令和元年15号・3年80号・94号〕

第9号様式

(第9条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(裏)

一部改正〔平成28年規則96号・令和元年15号・3年80号〕

第10号様式

(第9条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(裏)

一部改正〔平成28年規則96号・令和元年15号・3年80号〕

第11号様式

(第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔平成28年規則96号・令和元年15号・3年80号〕

第12号様式

(第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第13号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第14号様式

(第16条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成24年規則70号・令和元年15号・3年80号〕

第15号様式

(第17条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成24年規則70号・令和元年15号・3年80号〕

第16号様式

(第18条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第17号様式

(第20条関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
(第2面)  
(第3面)  
一部改正〔平成28年規則96号・令和元年15号・3年80号・94号〕

第18号様式

(第21条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成28年規則96号・令和元年15号・3年80号〕

第19号様式

(第22条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第20号様式

(第23条関係) (第1面) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
(第2面)  
(第3面)  
一部改正〔平成28年規則96号・令和元年15号・3年80号・94号〕

第21号様式

(第29条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
別紙(用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第22号様式

(第35条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第23号様式

(第36条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

第24号様式

(第36条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕